令和7年10月



ネーミングライツ募集要項



大和市役所

スポーツ×ライフ課

## 目次

1.	ネーミングライツ導入の目的	2
2.	対象施設	2
3.	募集条件	2
(1)	応募資格	2
(2)	愛称の条件	2
(3)	希望契約期間(ネーミングライツの付与期間)	2
(4)	愛称使用開始時期	3
(5)	ネーミングライツ料 (希望額)	3
(6)	ネーミングライツ料の支払	3
(7)	スポンサーメリット	3
(8)	費用負担	4
4.	応募手続	4
(1)	募集要項配布期間	4
(2)	質問受付期間	4
(3)	質問の回答期日	4
(4)	応募受付期間	4
(5)	応募方法	5
(6)	提出書類	5
(7)	その他留意事項	5
5.	選定方法	6
6.	協議(交渉)及び契約	6
7.	結果の公表	6
8.	契約の解除	6
9.	契約期間の満了	6
10.	指定管理者制度導入施設に係る事項	7
記し紅 つ	主た案本項日及が案本のポイント	a

# <担当>

大和市役所 スポーツ×ライフ課 スポーツ環境推進係 〒242-0029 大和市上草柳1-1-1

TEL: 046-260-5762

FAX: 046-262-9514

※ネーミングライツ全般のことについては、

市役所 政策総務課 総務調整係 TEL:046-260-5302 へ。

## 1. ネーミングライツ導入の目的 •••••••••

大和市におけるネーミングライツ導入は、厳しい財政状況の中、安定的な財源確保により、持続可能な施設の運営に資することを目的とします。

併せて、民間の資源やノウハウ等を活用した、施設等の魅力を高める提案をしてもらい、市民サービスの向上及び地域の活性化を図るものです。

## 2. 対象施設 ••••••••••••

大和市営大和スポーツセンターで募集します。愛称については、施設全体につけることも、体育会館と競技場それぞれにつけることも可能とします。

名 称:大和市営大和スポーツセンター

所在地:大和市上草柳1-1-1

## 

## (1) <u>応募資格</u>

ネーミングライツのスポンサーとしてふさわしい資力及び信用を備え、別紙 1に記載する「応募資格」を満たす団体を対象とします。

なお、2者までであれば共同申込みも可とします。この場合、契約は市及び申 込両者の3者で締結することを前提とします。

#### (2) 愛称の条件

- ★ ただし、別紙1に記載する「愛称の基準」を満たすものとし、日本語又は英語(アルファベット)を使用するものとします。法人やブランドのロゴマーク等も使用できます。

#### (3) 希望契約期間 (ネーミングライツの付与期間)

契約日の属する年を含む5会計年度以上。ただし、最終年度はその末日(3月31日)までとします。

#### (4) 愛称使用開始時期

契約締結日又は契約で定める日からとします。(令和8年4月1日を予定)

## (5) ネーミングライツ料(希望額)

年額5,000,000円以上(消費税及び地方消費税を含む。)。

※この額は、市の希望金額のため、これを下回る金額での提案も可能です。 ただし、提案金額は審査項目となっていますので、審査の際に評価されます。

※契約日が年度の途中である場合、初年度は月割りで計算した額とします。

## (6) ネーミングライツ料の支払

年度ごとにお支払いいただきます。支払期日は次のとおりとします。

初 年 度 :契約日の属する月の翌月末日まで

2年度目以降: 当該年度の4月末日まで

#### (7) スポンサーメリット

以下のスポンサーメリットを付与します。

- ☆ 愛称による施設名称看板、施設内看板等の設置
  - ※愛称看板等の意匠、構造、設置方法等については、大和市と協議の上、 スポンサーにおいて検討いただき、ご提示願います。
- ₩ 施設パンフレット等の愛称記載
- ☆ 広報媒体やホームページ等による広報
- 当 関係機関への愛称使用の周知、働きかけ

また、このほか施設の設置目的や関連法令等の範囲内で希望するもの(施設の利用、広告の掲出等)があれば、応募申込書別紙に記載してください。協議の上 実施可否を決定します。なお、広告の掲出には、ネーミングライツ料とは別に、 広告掲載料をいただきます。

## (8) 費用負担

市とスポンサーの費用負担は、次の表によるものとします。 なお、この表にない事項については、双方協議の上、契約書において、又はそ の都度定めることとします。

区分	費用負担の主体	
<u> </u>	市	スポンサー
敷地内外の看板等の表示変更及び新設		
した看板等の維持管理 ※1		
スポンサーメリットの活用		0
契約期間満了後の原状回復		0
パンフレット、封筒等の印刷物やHPの表	0	0
示変更 ※ 2	(市が作成した ものに限る。)	(スポンサーが作成 したものに限る。)

- ※1 敷地外や新設する看板設置等は、市や関係機関等と協議の上、可能な表示について行うものとします。
- ※2 印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、双方協議の上、変更 時期を決定することとします。

## 4. 応募手続 ••••••••••••

## (1) 募集要項配布期間

令和7年10月17日(金)から同年10月31日(金)まで

#### (2) 質問受付期間

令和7年10月17日(金)から同年10月31日(金)17時まで 受付期間内に、件名を「(施設名)ネーミングライツの問い合わせについて (会社名)」とし、スポーツ×ライフ課(ke\_sport@city.yamato.lg.jp)宛てに 送信してください。

#### (3) 質問の回答期日

令和7年11月7日(金) 上記期日までに電子メールにて回答いたします。

#### (4) 応募受付期間

令和7年11月4日(火)から同年11月28日(金)17時まで

## (5) 応募方法

応募期間内に、下記提出書類を郵送(必着)又は窓口へ持参により提出してください。

〒242-0029 大和市上草柳1-1-1 (郵送の場合、住所記入不要)

大和市役所スポーツ×ライフ課スポーツ環境推進係 宛て

TEL: 046-260-5762

※持参の場合は、平日の9:00~17:00まで。

#### (6) 提出書類

大和市ネーミングライツ応募申込書 及び 次の添付書類 (共同申込みの場合、次の添付書類は団体ごとに必要です。)

- ① 大和市ネーミングライツ応募に係る誓約書
- ② 定款
- ③ 登記事項証明書
- ④ 直近の決算報告書、事業報告書及び財産目録
- ⑤ 直近の納税証明書(市税等の滞納がないことの証明書)
- ⑥ 暴力団排除のための照会承諾書
- ⑦ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体(法人)の概要が分かるもの
- ⑧ 新設又は変更をしたい看板の設置位置、図面、デザイン等(任意様式)
- ⑨ 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要が分かるもの
- ※②~④は、法人以外の団体の場合、これらに相当する書類

#### (7) その他留意事項

- ☆ 応募後に辞退する場合は、任意の書式で辞退届を提出してください。

## 5. 選定方法

関係職員からなるネーミングライツ審査会において、書類審査の上、優先交渉権者及 び次点者を選定します。この際、提案内容に対する意見が付される場合があります。

なお、審査の結果、選定基準を満たす応募者がいなかった場合には、優先交渉権者の 選定をしないこととします。

審査項目は、おおむね次のとおりです。

経営の安定性、愛称、提案金額、契約期間、施設等の魅力向上、地域活性化など

※主な審査のポイントを、別紙2「審査項目及び審査のポイント」に示しています。

## 

前項の結果を受け、施設等所管課と優先交渉権者において、詳細な内容を協議します。 協議が整った場合は、契約を締結します。

協議が整わなかった場合は、次点者と交渉します。

## 7. 結果の公表 •••••••••••••

協議を経て、スポンサーを決定した際は、法人名、施設の愛称、契約期間、ネーミングライツ料等について市ホームページ等で公表します。

## 8. 契約の解除 ••••••••••

スポンサーの信用失墜行為等に伴い当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じたときや、その他の事情により当該施設の愛称の維持が困難な場合には、市は契約満了を待たずに契約を解除できることとします。

スポンサーの責めに帰する事情を原因とする場合における原状回復に必要な費用は、 スポンサーの負担とします。

## 9. 契約期間の満了 • • • • • • • • • • • • • • • • • •

市は、契約期間満了までに、当該施設について、ネーミングライツの継続実施を判断 します。継続実施する場合、現スポンサーの意向を確認した上で、当該スポンサーを優 先交渉権者とします(指定管理者制度導入施設を除く。)。

ただし、当該スポンサーが優先的に交渉することにより、施設の運営に支障が生じる と当該施設所管課が判断する場合は、この限りではありません。

## 10. 指定管理者制度導入施設に係る事項 ●●●●●●●●

## 別紙1 応募資格及び愛称の基準

# 応募資格

## ●次のいずれにも該当しないもの

- ① 個人
- ② 政治団体若しくは宗教団体又は公職にあるものが役員を務める団体
- ③ 市税等に滞納がある者
- ④ 本市において一般競争参加停止又は指名停止 を受けている事業者
- ⑤ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続中の事業者又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続中の事業者
- ⑥ 大和市暴力団排除条例(平成23年大和市条例第4号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等若しくは同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する業種を営む事業者
- ⑧ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に 規定する貸金業を営む事業者
- ⑨ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- ⑩ 興信所、探偵事務所等
- ① 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ② 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (3) 社会問題を起こしているもの
- ※上記は、大和市広告掲載に関する規則(平成 20 年大和市規則第 23 号)第 20 条において準用する同規則第 4 条及び大和市広告掲載に関する基準第 5 条において準用する同基準第 3 条に基づいています。

# 愛称の基準

## ●次のいずれにも該当しないもの

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 市の公共性、中立性若しくは品位を損 なうもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 人権を侵害するもの又はそのおそれの あるもの
- ④ 政治又は宗教に関するもの
- ⑤ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑥ 青少年の保護や健全な育成に悪影響を 及ぼすもの又はそのおそれのあるもの
- ⑦ 誇大表示、不当表示等消費者保護の観点から適切でないもの
- ⑧ 良好な景観の形成を損なうもの
- ⑨ 賭博性のあるもの又は投機性の高いもの
- ⑩ 出資者又は出資金を募るもの
- ① 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- ② 社会的に不適切なもの
- ⑬ 求人広告、求人広告に類するもの
- ※上記は、大和市広告掲載に関する規則第 20 条に おいて準用する同規則第3条及び大和市広告掲載 に関する基準第5条において準用する同基準第2 条及び第4条に基づいています。

## 別紙2 主な審査項目及び審査のポイント

#### ①応募団体

- •応募資格に当てはまるか
- •経営は健全か など

## ②愛称案(英文表記含む)

- •愛称の条件に当てはまるか
- •市民にとって親しみやすいか、分かりやすいか
- •施設等の管理運営に支障が生じないか など

#### ③ネーミングライツ料

- •提案金額は、市の希望額に鑑みて妥当か
- •市の負担経費と比較して妥当か

#### 4.契約期間

安定したネーミングライツ運用が図られる期間か(5会計年度以上)

#### 5社会貢献

•社会貢献等の理念、活動実績、今後の計画 など

## ⑥施設等の魅力向上、地域活性化につながる提案

- •導入施設等にふさわしい内容か
- •実現可能な内容か
- •市等の関係機関が対応可能な内容か など

## ⑦その他、検討において必要な事項

•地域性(市内の事務所・事業所等の有無) など